

藤沢市教育委員会 5 月定例会会議録

日 時 2021 年（令和 3 年）5 月 21 日（金）
午後 6 時 00 分
場 所 本庁舎 8 階 8-1・8-2 会議室

- 1 開 会
- 2 会議録署名委員の決定
- 3 前回会議録の確認
- 4 議 事
 - (1) 議案第 4 号 市議会定例会提出議案（令和 3 年度藤沢市一般会計補正予算）に同意することについて
 - (2) 議案第 5 号 市議会定例会提出議案（工事請負契約の締結）に同意することについて
 - (3) 議案第 6 号 藤沢市公民館条例施行規則の一部改正について
 - (4) 議案第 7 号 新たな市指定重要文化財の指定について
 - (5) 議案第 8 号 藤沢市立学校適正規模・適正配置検討委員会委員の委嘱又は任命について
 - (6) 議案第 9 号 藤沢市立学校適正規模・適正配置に関する基本方針の策定について（諮問）
- 5 その他
 - (1) 令和 2 年度「学校生活全般における体罰の実態把握に関する調査」の結果について
 - (2) 令和 4 年度使用中学校用教科用図書の採択に関する確認について
- 6 議 事
 - (1) 議案第 10 号 令和 4 年度使用藤沢市教科用図書の採択方針について
 - (2) 議案第 11 号 藤沢市教科用図書採択審議委員会委員の委嘱又は任命について
 - (3) 議案第 12 号 令和 4 年度使用藤沢市教科用図書に関する審議について（諮問）
- 7 閉 会

出席委員

1番 岩本將宏
2番 大津邦彦
3番 木原明子
4番 市村杏奈
5番 飯盛義徳

出席事務局職員

教育部長	松原保	生涯学習部長	神原勇人
教育部参事	峯浩太郎	教育部参事	伊藤雅浩
生涯学習部参事	板垣朋彦	教育指導課長	坪谷麻貴
学務保健課長	近尚昭	学校給食課長	神谷忠良
学校施設課長	西山勝弘	郷土歴史課長	田代俊之
教育総務課主幹	藤田健司	生涯学習総務課主幹	井出祥子
生涯学習総務課主幹	峯千鶴	学校施設課課長補佐	木下尊人
生涯学習総務課課長補佐	田高敏也	生涯学習総務課課長補佐	山之内朋子
郷土歴史課課長補佐	竹中丈博	教育指導課指導主事	納富崇典
教育指導課指導主事	植松梢	教育指導課指導主事	角田祐生
郷土歴史課学芸員	荒井秀規		
書記	鈴木憲二郎		

岩本教育長

ただいまから藤沢市教育委員会 5 月定例会を開会いたします。

本日も新型コロナウイルス感染症対策として、会議時間の短縮についてご協力いただきたく、説明を簡潔にさせていただくなどのご配慮をお願いいたします。また、ご発言の際は、マスク着用のまま行っていただきますよう、よろしくお願いいたします。

次に、本日の日程についてご説明いたします。議案資料の表に記載のとおり、本日は 4 番「議事」の後に、5 番「その他」があり、その後に改めて 6 番「議事」を用意しております。これは 6 番「議事」の議案第 10 号から議案第 12 号については、5 番「その他」 「(2)令和 4 年度使用中学校用教科用図書の採択に関する確認について」における協議の結果に応じた議案を提出する必要によるものです。そのため、現在、お配りしている議案資料に、議案第 10 号から 12 号の議案資料は用意されておられません。5 番「その他」の(2)の協議後に、その結果に応じた議案資料を改めて追加でお配りいたしますので、あらかじめご了承くださいませよう、お願いいたします。

÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷

岩本教育長

それでは、会議録署名委員を決定いたします。本日の会議録に署名する委員は、3 番・木原委員、4 番・市村委員にお願いしたいと思いますが、ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

岩本教育長

それでは、本日の会議録に署名する委員は、3 番・木原委員、4 番・市村委員にお願いいたします。

÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷

岩本教育長

続きまして、前回会議録の確認をいたします。

何かありますか。

特にないようですので、このとおりに承することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

岩本教育長

それでは、このとおりに承することといたします。

議事に入ります前に、議案第 4 号「市議会定例会提出議案（令和 3 年度藤沢市一般会計補正予算）に同意することについて」及び議案第 5 号「市議会定例会提出議案（工事請負契約の締結）に同意することについて」は、藤沢市議会定例会への提出案件であるため、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第 14 条第 7 項ただし書の規定により、非公開での審議としたいと思いますが、いかがでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

岩本教育長 ご異議がないようですので、議案第4号及び第5号は、後ほど非公開での審議といたします。

÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷

岩本教育長 これより議事に入ります。
議案第6号「藤沢市公民館条例施行規則の一部改正について」を上程いたします。生涯学習部の説明を求めます。

板垣生涯学習部参事 議案第6号「藤沢市公民館条例施行規則の一部改正について」をご説明いたします。（議案書参照）

今回、この議案を提出いたしましたのは、改築工事を進めてまいりました辻堂公民館の供用を開始するに当たり、新たに保育室が設置されるため、規則で定める必要によるものです。

新旧対照表をご覧ください。第10条の表に「辻堂公民館」を追加しております。以上で、議案第6条の説明を終わります。よろしくご審議の上、ご決定くださいますようお願いいたします。

岩本教育長 生涯学習部の説明が終わりました。議案第6号について、ご意見・ご質問がありましたらお願いいたします。

特にないようですので、原案どおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

それでは、議案第6号「藤沢市公民館条例施行規則の一部改正について」は、原案のとおり決定いたします。

××××××××××××××××××××××××××××××××××××

岩本教育長 続きまして、議案第7号「新たな市指定重要文化財の指定について」を上程いたします。生涯学習部の説明を求めます。

田代郷土歴史課長 議案第7号「新たな市指定重要文化財の指定について」、ご説明いたします。（議案書参照）

今回、この議案を提出いたしましたのは、藤沢市文化財保護条例第3条第1項の規定により、市内に所在する文化財のうち、本市にとって重要なもの1件を新たに市指定重要文化財に指定し、その保護を図るためです。今回の指定候補につきましては、3月22日に開催された藤沢市文化財保護委員会に諮問し、指定にふさわしいとの答申を受けております。

指定物件の概要をご説明いたします。指定対象は「木造蓮華座 附木造聖観音立像」です。旧藤沢地区の常光寺の本堂に安置されています。当時の本尊の脇侍の蓮華座で、蓮華座そのものの工芸品的価値は必ずしも高くはありませんが、墨書された奉納銘文に、藤沢地区成立以前の地名や人物名があり、本市の歴史を語る貴重な資料として、市の重要文化財にふさわしいものです。なお、現在の仏像は近世後期のもので、附の扱いとなりま

す。以上で、議案第7号の説明を終わります。よろしくご審議の上、ご決定くださいますようお願いいたします。

岩本教育長 生涯学習部の説明が終わりました。議案第7号について、ご意見・ご質問がありましたらお願いいたします。

特にないようですので、原案どおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

それでは、議案第7号「新たな市指定重要文化財の指定について」は、原案のとおり決定いたします。

×××

岩本教育長 続きまして、議案第8号「藤沢市立学校適正規模・適正配置検討委員会委員の委嘱又は任命について」を上程いたします。事務局の説明を求めます。

峯教育部参事 議案第8号「藤沢市立学校適正規模・適正配置検討委員会委員の委嘱又は任命について」、ご説明いたします。(議案書参照)

この議案を提出いたしましたのは、藤沢市立学校適正規模・適正配置検討委員会設置要綱に基づき、委員の委嘱又は任命する必要によるものです。検討委員会につきましては、同要綱第3条の規定により、10人の委員で組織し、氏名等につきましては、記載のとおりです。また、委員の任期は同要綱第4条の規定により、委嘱又は任命の日から実施計画策定の日までとしております。以上で、議案第8号の説明を終わります。よろしくご審議の上、ご決定くださいますようお願いいたします。

岩本教育長 事務局の説明が終わりました。議案第8号について、ご意見・ご質問がありましたらお願いいたします。

特にないようですので、原案どおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

それでは、議案第8号「藤沢市立学校適正規模・適正配置検討委員会委員の委嘱又は任命について」は、原案のとおり決定いたします。

×××

岩本教育長 続きまして、議案第9号「藤沢市立学校適正規模・適正配置に関する基本方針の策定について(諮問)」を上程いたします。事務局の説明を求めます。

峯教育部参事 議案第9号「藤沢市立学校適正規模・適正配置に関する基本方針の策定について(諮問)」をご説明いたします。(議案書参照)

この議案を提出いたしましたのは、藤沢市立学校適正規模・適正配置検討委員会設置要綱第2条の規定に基づき、藤沢市立学校の教育環境を整備し、充実した学校教育の推進を図るため、学校施設の適正規模・適正配置

に関する基本方針を策定するに当たり、諮問する必要によるものです。それでは、諮問文を読み上げて説明に変えさせていただきます。(諮問文朗読)

以上で、説明を終わります。よろしくご審議の上、ご決定くださいますよう、お願いいたします。

岩本教育長 事務局の説明が終わりました。議案第9号について、ご意見・ご質問がありましたらお願いいたします。

特にないようですので、原案どおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

それでは、議案第9号「藤沢市立学校適正規模・適正配置にする基本方針の策定について(諮問)」は、原案のとおり決定いたします。

÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷

岩本教育長 それでは、その他に入ります。

(1) 令和2年度「学校生活全般における体罰の実態把握に関する調査の結果について」、事務局の説明を求めます。

坪谷教育指導課長 それでは、令和3年1月から2月にかけて実施いたしました「令和2年度学校生活全般における体罰の実態把握に関する調査の結果」について、ご報告いたします。(資料22ページ参照)

1 調査の概要 (1) 調査目的は、本調査を実施することにより、教職員の体罰に対する認識を深め、体罰の根絶につなげるために実施したものです。(2) 調査主体、(3) 実施主体は記載のとおりです。(4) 調査内容は、ア 教職員向け調査と、イ 児童生徒及び保護者向け調査の2種類を行いました。調査期間、調査対象、調査方法につきましては、記載のとおりです。参考に、児童生徒及び保護者向け調査用紙は27ページに添付してありますので、後ほどご覧ください。

(5) 回答数は、参考に、令和元年度の回答数を併記しております。ア 教職員向け調査については、自己申告によるもので、小学校10件、中学校7件、合計17件が報告されました。なお、今年度より特別支援学校小学部は小学校に、中学部、高等部は中学校に含んで集計することにいたしました。イ 児童生徒及び保護者向け調査については、小学校27通、中学校14通、合計41通の回答がありました。

(6) 令和2年度児童生徒及び保護者向け調査における再調査を依頼した数は、小学校11件、中学校9件、合計20件の再調査を学校長に依頼しました。(7) 再調査の依頼に含まれない案件といたしまして、事実が特定できないもの、学校の運営に関するものや体罰以外の学校への訴え、調査期間以前のものです。

(8) の「再調査方法」は、記載内容に基づいて校長が該当教諭等に対

して聞き取りを行い、事実の確認をいたしました。また、連絡先の控えがある保護者に対しては、市教育委員会より聞き取りを行いました。

2 「再調査の結果」について (1) の「教職員向け調査後の対応」に関しては、県教育委員会に報告する事案はございませんでしたが、小学校1件、中学校2件、児童生徒を静止するために体を押さえつけるなどの行為が過度であった事案等、教育指導課が必要であると判断して、市教育委員会による指導を行ったものがありました。次に、校長による継続的な指導を行ったものが小学校9件、中学校4件ありました。これは威圧的な指導や暴言等で不適切な指導の事案です。また、不適切な指導につながる可能性のある事案について、注意を促すためにポンと肩に触れたという事案で校長による注意を行ったものが中学校1件ございました。なお、文部科学省の「体罰の定義」については、30 ページに資料3として添付しておりますので、後ほどご覧ください。

(2) 「児童生徒及び保護者向け調査についての再調査後の対応」に関しては、県教育委員会に報告する事案はございませんでしたが、市教育委員会による指導を行ったものが中学校1件あり、先ほどの教職員調査と重複している件でございます。校長による継続的な指導は、小学校7件、中学校4件ございました。不適切な指導につながる可能性のある事案として、校長による注意を行ったものが小学校2件、中学校2件ございました。

3 「保護者からの主な意見」に関しては、記載のとおりです。

4 「考察」は、今回の調査では児童生徒及び保護者向け調査の回答数が減少しました。これは新型コロナウイルス感染症にかかる臨時休校の措置が少なからず影響を及ぼしているものと考えます。しかしながら、教職員向け調査回答数が増加しております。これは、以前は体罰に当たる事案のみ回答されていたものが、体罰につながる可能性のある不適切な指導についても回答しているためと考えますが、依然として不適切な指導が認められることについて課題であるにとらえております。

また、保護者からの主な意見からは、教師の日ごろの言葉づかいや態度、指導の仕方について、教師としてのあり方を問われていると考えます。今後も教育委員会と学校が連携して、体罰や不適切な指導等の根絶に向けた啓発を図る必要があり、教職員自身が自覚を深めることができるよう各種研修会等で意識づけを行います。各学校において教職員全体がチームで取り組み、すべての子どもたちの人権が尊重され、児童生徒や保護者、地域に信頼される学校づくりを一層進めることが必要であると考えます。

5 「令和3年度における市教育委員会と学校との連携による取組」では、教育現場から体罰や不適切な指導を一掃し、限りなくゼロにしていく

という教職員一人ひとりの意識改革や人権感覚を磨く実践的な取組を具体的に推進していく必要があります。そのために記載にあります6項目に取り組み、児童生徒が安心して生活できる学校づくりに努めてまいります。以上で、報告を終わります。

岩本教育長 事務局の説明が終わりました。ただいまの説明につきまして、ご意見・ご質問がありましたらお願いいたします。

特にないようですので、了承することといたします。

×××

岩本教育長 続きまして、(2)「令和4年度使用中学校用教科用図書の採択に関する確認について」、事務局の説明を求めます。

坪谷教育指導課長 「令和4年度使用中学校用教科用図書の採択に関する確認について」ご説明いたします。中学校の教科書については、無償措置法第14条の規定に基づき4年に一度採択替えを行っております。令和4年度に使用する中学校用教科書については、従来であれば、令和2年度に採択されたものと同一のものを採択する予定でしたが、新たに検定を経て発行される教科書が生じたことから、その対応について令和3年3月30日付で、文部科学省より通知がございました。資料31ページから「令和4年度使用教科書の採択事務処理について（通知）」を掲載しております。

1 採択に当たっての留意事項についての(2)でございます。令和3年度における採択に当たっては、自由社の「新しい歴史教科書」について、教科用図書検定規則に基づき新たに発行されることとなったことから、無償措置法施行規則第6条第3号により、採択替えを行うことも可能であるとされています。また、採択替えを行う場合は、新たに発行されることとなった教科書の種目のみであり、採択替えを行うか否かは採択権者の判断によるものとされています。このことから、今年度の藤沢市教科用図書の採択方針を定めるに当たって、「社会（歴史的分野）」の採択替えについてご判断をいただく必要がございますので、ご協議の上、ご決定くださいますようお願いいたします。

岩本教育長 事務局の説明が終わりました。ただいまの説明にありましたとおり、本件につきましては、教育長・委員間での協議を行いたいと考えておりますが、いかがでしょうか。

（「異議なし」の声あり）

それでは、協議に移りたいと思います。本件に対するご意見等ございましたらお願いいたします。

市村委員 今回、改めて採択替えをする場合に、結果によっては学校現場の先生方は数種類の教科書を使うことになり、大きな負担になるのではないかと考

えています。昨年度、さまざまな意見を参考にしながら、7者の中から適した教科書を選定したという認識ですので、今回、採択替えは行わなくてよいのではないかと考えています。

木原委員 私もほぼ同じ意見ですけれども、昨年、7者のうちから最もふさわしいと思われるものを、現場の先生方の意見や審議委員会の答申などを参考にしながら選ぶことを行いました。それを使いにくいという声がないということも伺っております。さらに、もし新しい教科書が選ばれた場合に、研究などの負担もございませし、新しい教科書の採択はせずに、現行の教科書を用いることでよろしいのではないかと考えております。

飯盛委員 私もお二人の意見と全く異存ございませせん。現場の先生方の混乱、またご負担などを考えると、昨年度変わったばかりということで、教育の継続性を大切にしていくな必要もあるのではないかと考えます。

大津委員 私もただいまの意見と同様でありまして、既に採択した教科書につきましては、4月から使用されているという経過もございませす。昨年の授業を進めるに当たり、先生方は苦勞して事前の準備をされているのだらうと考えてございませすし、この新たな教科書が採択されるということになりますと、一層のご負担がかかっていくと考えてございませす。さらに先生方の長時間労働などの問題もありまして、さらに一定の負担をかけるということになりますと、子どもたちへの適切な教育が損なわれるのではないかと思っております。そういうことから、できればこの採択替えはしないで済ませたいと思っております。

岩本教育長 ただいま4人の委員からご意見をいただきました。私の方でまとめさせていただきます。これまでのご意見を踏まえて、中学校「社会（歴史的分野）」の教科用図書につきましては、採択替えをしないということにしたいと思ひますが、ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

それでは、本件につきましては、中学校「社会（歴史的分野）」の教科用図書につきましては、採択替えをしないということにいたします。

÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷

岩本教育長 それでは、改めて議事に入ります前に、先ほどの協議結果に応じた議案資料の追加配布を行います。（資料配布）

それでは、6 議事に入ります。

議案第10号「令和4年度使用藤沢市教科用図書の採択方針について」を上程いたします。事務局の説明を求めます。

坪谷教育指導課長 先ほどご決定いただきました中学校用教科用図書の採択替えを行わないという結果を受けまして、議案第10号「令和4年度使用藤沢市教科

用図書の採択方針について」説明いたします。(議案書参照)

この議案を提出いたしましたのは、令和4年度に使用する藤沢市教科用図書の採択を円滑に進めるため、採択方針を定める必要によるものです。

前文で、文部科学省通知及び神奈川県教育委員会通知を踏まえて定める旨を述べ、1 基本的な考え方 「(1) 国、県、市の資料等を踏まえて採択する。(2) 公正かつ適正を期し採択する。(3) 学校、児童生徒、地域等の特性を考慮して採択する。」としております。

2 採択する教科用図書は、義務教育諸学校の教科用図書の無償措置に関する法律第14条及び同施行令15条に基づき、(1) 小学校用教科用図書につきましては、令和元年度採択と同一のもの。(2) 中学校用教科用図書につきましては、令和2年度採択と同一ものを採択します。(3) 特別支援学校及び小学校若しくは中学校の特別支援学級用教科用図書につきましては、「教科書目録」に登載されているもの、又は「附則第9条図書」いわゆる「一般図書」のうちから採択します。学校教育法附則第9条には特別支援学校や特別支援学級では、教科用図書以外の図書を使用することができる旨の規定があり、一般の図書を教科用図書として使用することができるということになっております。

3 採択までの経過については、3ページの3に記載のとおりです。以上で、議案第10号の説明を終わります。よろしくご審議の上、ご決定くださいますよう、お願いいたします。

岩本教育長 事務局の説明が終わりました。議案第10号につきまして、ご意見・ご質問がありましたらお願いいたします。

特にないようですので、原案どおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

岩本教育長 それでは、議案第10号「令和4年度使用藤沢市教科用図書の採択方針について」は、原案のとおり決定いたします。

×××

岩本教育長 続きまして、議案第11号「藤沢市教科用図書採択審議委員会委員の委嘱又は任命について」を上程いたします。

坪谷教育指導課長 議案第11号「藤沢市教科用図書採択審議委員会委員の委嘱又は任命について」、ご説明いたします。(議案書参照)

この議案を提出いたしましたのは、藤沢市教科用図書採択審議委員会委員が2021年(令和3年)5月31日をもって任期満了となるため、藤沢市教科用図書採択審議委員会規則第2条の規定により、新たに委員を委嘱又は任命する必要によるものです。

審議委員会の委員については、採択審議委員会規則第2条の規定にある

ように、今回、8名で構成し、氏名等は一覧表に記載してありますので、ご覧ください。以上で、議案第11号の説明を終わります。よろしくご審議の上、ご決定くださいますよう、お願いいたします。

岩本教育長 事務局の説明が終わりました。議案第11号につきまして、ご意見・ご質問がありましたらお願いいたします。

特にないようですので、原案どおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

岩本教育長 それでは、議案第11号「藤沢市教科用図書採択審議委員会委員の委嘱又は任命については、原案のとおり決定いたします。

×××

岩本教育長 続きまして、議案第12号「令和4年度使用藤沢市教科用図書に関する審議について(諮問)」を上程いたします。事務局の説明を求めます。

坪谷教育指導課長 議案第12号「令和4年度使用藤沢市教科用図書に関する審議について(諮問)」、ご説明いたします。(議案書参照)

この議案を提出いたしましたのは、藤沢市教科用図書採択審議委員会規則第5条の規定に基づき諮問する必要によるものです。諮問文を読み、説明に変えさせていただきます。(諮問文朗読)

以上で、議案第12号の説明を終わらせていただきます。よろしくご審議の上、ご決定くださいますよう、お願いいたします。

岩本教育長 事務局の説明が終わりました。議案第12号につきまして、ご意見・ご質問がありましたらお願いいたします。

特にないようですので、原案どおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

岩本教育長 それでは、議案第12号「令和4年度使用藤沢市教科用図書に関する審議について(諮問)」は、原案のとおり決定いたします。

÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷

岩本教育長 以上で、本日、予定いたしました公開で審議する案件は、すべて終了いたしました。

委員の方で前回の定例会から今日までの間で報告事項のある方はいらっしゃいますか。(なし)

それでは、次回の会議の期日を決めたいと思います。6月18日(金)午後5時から、傍聴者の定員は20名、場所は本庁舎8階 8-1・8-2会議室において開催予定ということでいかがでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

岩本教育長 それでは、次回の定例会は6月18日(金)午後5時から。傍聴者の定員は20名、場所は本庁舎8階 8-1・8-2会議室において開催予定

といたします。

以上で、本日公開での審議の日程はすべて終了いたしました。

午後6時35分 終了